

コミュニティ・スクール 導入に向けた 松ヶ枝中学校の取組

地域とともにある
「チームMATSUNAKA」

コミュニティースクール

「チーム MATSUNAKA」導入に向けたロードマップ

教職員の理解を深めるための研修 6月

朝里中学校での実践から学ぶ

講師 朝里中学校 森校長 6月27日(月)



学校運営協議会 委員の選出 7月中を目途に

重要！！学校は、校長、教頭、主幹教諭、教諭から1名。PTA事務局員(3名程度)、
学校評議員2~3名、町会代表2名、地域の学生(高校生以上)2~3名 計15名程度

現在内諾をいただいている方々：スポーツ雪かき代表松代さん(入船連合町会推薦)
小樽自然教育促進会理事長 安原さん(最上町在住)



夏休み中 7月26日(火) 運営協議員予定者顔合わせ 熟議

11月21日(月) 学校運営協議会地域説明会(市教委主催)

対象 保護者、協議会委員予定者、地域住民



令和5年 4月 設立会 小樽市立松ヶ枝中学校学校運営協議会

松ヶ枝中学校コミュニティ・スクール

～地域とともにある「チーム MATSUNAKA」～

【学校の教育目標】

三つの「気」で未来を拓く松ヶ枝の生

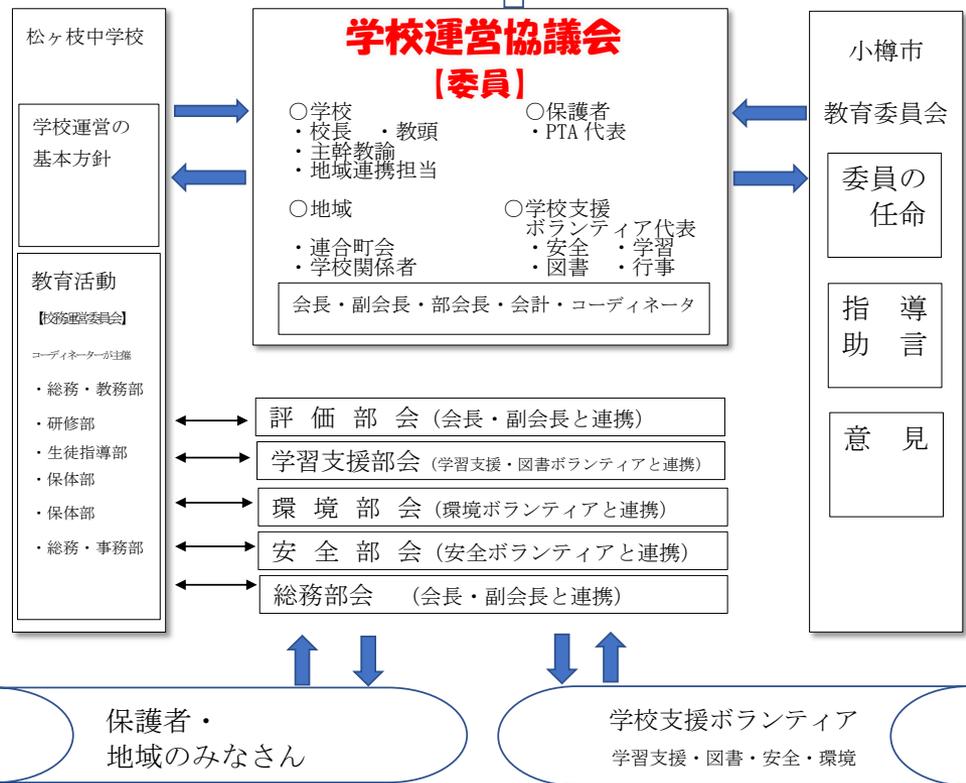
- 根気 自ら学び、考え、判断する生徒 【知】
- 勇氣 他者への思いやりをもち尊重し合う生徒【徳】
- 元気 何事もやり抜く活発で元気な生徒 【体】

【目指す子どもの姿】キーワード 自律・敬愛

- 「自律的に学び、深く考え判断できる生徒」
- 「自他を大切にし、思いやりに満ちた生徒」
- 「見通しをもち、課題解決に向けチャレンジする生徒」

【令和4年度 重点目標】

人を大事にする 温かい学校づくり
時を守り、場を清め、礼を正す。
※「場を清め」を最重点課題とする



小樽市立松ヶ枝中学校 学校運営協議会 規則(案)

〔目的〕

第1条 この規約は、小樽市立松ヶ枝中学校運営協議会（「チーム MATSUNAKA」）に関し、必要な事項を定めるものとする。

〔目的〕

第2条 小樽市立松ヶ枝中学校学校運営協議会（以下協議会）は、学校・家庭・地域の連携・協力・情報や課題の共有化をとおし、地域を理解し共にあゆむ生徒の育成を図る。

〔組織〕

第3条 協議会には、（総務部会、学習支援部会、安全部会、環境部会、評価部会を置く。）

- 1 総務部会は、協議会案内、準備、地域・保護者への広報活動、協議会委員の連絡調整を行う。
- 2 学習支援部会は、学習ボランティアや読み聞かせなどをとおし、生徒の学習や読書への関心・意欲の向上を図る。
- 3 安全部会は、学校内や通学路の安全確保や、また、休み中の生徒の見守りに努める。
- 4 環境部会は、挨拶運動への参加や花壇整備等の環境の整備に努める。
- 5 評価部会は、保護者アンケートや学校関係者評価を実施することで、取組の改善を図る。
- 6 協議会の各部会は、校務分掌組織との連携を図ることとする。連携は、コーディネーターが校務運営委員会を通じて促す。
- 7 協議会の学習支援・環境・安全部会の部長は、学校支援ボランティアの代表が務める。
- 8 協議会は、新たな課題など協議された内容を具体的な取組にするための、新たな部会を設けることができることとする。

〔構成〕

第4条 協議会は、当該学校生徒の校区地域住民、保護者及び当該学校職員等で構成する。

- 1 協議会には、会長1人、副会長1人、各部会長1人、会計・事務、コーディネーター2人を置く。その選出は、協議会委員の互選によるものとする。

〔役員職務〕

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事情により職務が遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 各部会長は、各部会の活動について学校担当職員と連絡し、実行にあたる。
- 4 会計・事務は、会議録や諸活動資料作成の役員への分担、作成文書の保管及び資金の管理を担当する。

〔役員任期〕

第6条 役員任期は4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 1 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

〔会議〕

第7条 協議会の会議は年4回（4月、7月、12月、3月）実施する。

但し、必要に応じ会長または校長は会議を招集することができる。

協議会は、保護者会開催日などにも参加して頂き、同日開催なども取り入れる。

第8条 この規約に定めるものの他、必要な事項は協議会で協議して定める。

附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。



《地域団体のゴミ拾い大会に参加》



《松ヶ枝町会より生徒へ寄贈》

小樽市立松ヶ枝中学校 学校運営協議会会則 (案)

(目的)

第1条 この会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6の規定及び小樽市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が学校運営協議会を設置する学校として指定した小樽市立松ヶ枝中学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備などの整備に関すること。

2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要

な事項について、教育委員会を経由し、北海道教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

- (1) 学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域の住民、保護者等の理解を深めること。
- (2) 学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者の代表
- (2) 地域住民の代表
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 校長
- (5) 学校教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 校長は、前項の委員の任命について、教育委員会に申し出、意見を述べるものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。



～町会行事への 学校備品の貸し出し ～



～地域団体と潮ねりこみに参加 ～

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第7条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第11条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開等)

第12条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

4 傍聴人の守秘義務は、第8条1に掲げる委員に準ずる。

(研修等)

第13条 委員は、必要に応じて、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 協議会は、その適切な運営についての確な把握を行い、必要に応じて教育委員会に指導及び助言を求めるとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって学校の運営に現に支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 校長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第8条の規定に反した場合
- (3) その他、解任に相当する事由が認められる場合

(改正)

第16条 この会則は、総会において総会出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することはできない。

(その他)

第17条 この会の円滑な運営に期するためにこの会則に反しない限り、総会または部会長会議に諮り細則を設けることができる。

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め、会長が執行する。

附則 本会則は、令和5年4月1日から施行する。

地域とともにある 「チームMATSUNAKA」

学校



みんなで子どもたちを
育てます

連携・協働

連携・協働

家庭

地域

連携・協働

